

交渉（全労働静岡支部）議事概要（平成20年3月12日）

静岡労働局長（当局）は、平成20年3月12日（水）、全労働静岡支部長（支部）と新年度を前にして交渉を行なった。

この交渉の概要は以下のとおりである。

支部

1 非常勤職員の処遇改善について

非正規労働者の労働条件の劣悪さが大きな社会問題となっている。労働行政においても、各種の相談員や庁費支弁職員等が第一線を支えているが、いつ雇い止めになるかわからない不安定雇用に加え、賃金は低額に抑えられている。

通勤手当が措置されているが、相談員の場合1勤務につき350円を上限としており、庁費支弁職員の場合は支給されていない。通勤に要する経費は全額支給すべきだ。

改正パート労働法が4月から施行されるが、その趣旨は常勤職員と非常勤職員の労働条件上の格差を、職務内容にふさわしく解消することにある。処遇の底上げをはかるとともに、各種休暇制度等の労働条件を抜本的に改善するよう求める。

2 通勤手当について

遠距離通勤者が数多く存在し、やむをえず新幹線を利用して通勤する職員も多い。しかしながら、特急料金は半額しか支給されず大きな自己負担が生じている。新規採用者に対しても、勤務初日からの6ヵ月定期券購入を求めることから、親に借金して定期券を購入している実態だ。マイカー利用者も、他に通勤手段がないために交通用具を使用しているが、職場近隣等に借りる有料駐車場は自己負担であり、ガソリン価格の高騰がさらなる負担としてのしかかっている。通勤するために必要な費用は全額支給されるべきであり、制度改善を求める。

3 都道府県労働局の新人事制度に伴う職員の処遇等について

新人事制度においては、幹部登用時には局間異動を行うこととされているが、こうした対応は、外形的には平等を装いながら、実質的に家庭責任等を有する職員を幹部にさせないという間接差別に他ならない。こうした間接差別が、労働行政内部で起きるようなことはあってはならない。

それ以外にも、職場にはさまざまな疑問や不安が生じている。安心して勤務できないようでは、国民の雇用確保や労働条件向上、安全衛生確保、迅速な労働災害補償、雇用均等確保といった労働行政の機能にも支障が生じかねない。当局として職員の不安を払拭すべきだ。

当局

1 非常勤職員の処遇改善について

非常勤職員の方々が、第一線の職場でご努力いただいていることは承知しており、労働行政運営にとって不可欠な存在となっていると認識するところである。

処遇の改善についてご指摘があったが、19年度より通勤手当を支給しており、20年度においても、支給対象範囲を拡大するなど、処遇改善は図られてきたところである。

しかしながら、これで十分とは考えているものではなく、適切な労働条件が確保されるよう、関係機関に働きかける等努力してまいりたい。

2 通勤手当について

東西に広い局の管轄区域から、多くの職員が新幹線を使用し、官署の交通事情等から交通用具を利用している実態は承知している。

当局としても、できるかぎり実費弁償されるべきとの認識であり、職員の実情を訴えるなど関係機関に働きかけてまいりたい。

3 都道府県労働局の新人事制度に伴う職員の処遇等について

厳しい定員事情のもと、労働局によっては、数年にわたり新規採用が行えないなど、安定的な行政運営に支障が生じかねない状況に至っている。そうした事情等から新たな人事制度が検討されているところであるが、これによって職員が働き続けることに不安を抱いたり、モチベーションを低下させるようなことがあってはならないと認識している。

都道府県労働局職員の勤務条件等に関わる問題であり、皆さんの意見や疑問については適宜本省に伝え、また検討状況等については速やかに情報提供をしてまいりたい。

以 上